

事例5 ENEOS(株)によるジャパン・リニューアブル・エナジー(株)の株式取得

第1 当事会社

ENEOS株式会社(法人番号4010001133876)(以下「ENEOS」という。)は、主に石油精製販売事業を営んでいる。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社¹(法人番号5010401101449)(以下「JRE」という。)は、匿名組合等への出資事業を営んでいる。

以下、ENEOSの最終親会社であるENEOSホールディングス株式会社と既に結合関係を有する企業の集団を「ENEOSグループ」と、JREを最終親会社として既に結合関係を有する企業の集団を「JREグループ」といい、ENEOSグループとJREグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、ENEOSがJREの株式に係る議決権の50%を超えて取得すること(以下「本件行為」という。)を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 一定の取引分野

1 当事会社グループの事業概要

(1) ENEOSグループ

ENEOSグループは、ENEOSホールディングス株式会社及び関係会社から構成されている。主要な事業会社として、ENEOSが存在し、主な事業(製品・サービス)は、石油製品、基礎化学品、電力、潤滑油、機能材、ガス、再生可能エネルギーである。

(2) JREグループ

JREグループは、JREが、発電所を保有する特別会社(SPC)である合同会社に対する匿名組合出資又は合同会社の社員持分の保有により、間接的に発電所を保有することにより、主に再生可能エネルギー発電事業を行っている。

2 役務の概要

(1) 電力事業

電力はエネルギーとして様々な分野で用いられているところ、火力や水力等を利用した発電所において発電され、各変電所において徐々に電圧を下げられ

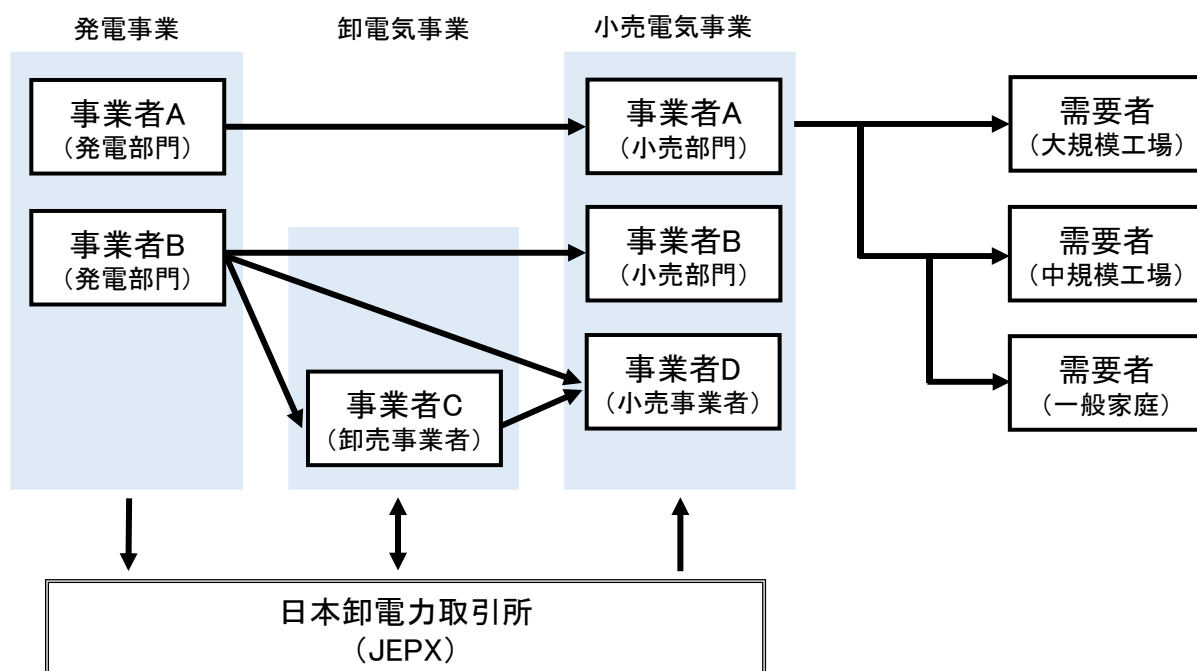
¹ JREは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループが管理・運用するファンド及びシンガポール政府投資公社がそれぞれ議決権の75%及び25%を保有するジーエス・リニューアブル・ホールディングス合同会社の完全子会社である。

た上で、送配電線や引込線等を通じて需要家に供給されている。

電力供給に係る主な商流は図1のとおりであり、

- ① 発電事業者が発電所で発電した電力を自社の小売部門（又は卸売部門）に供給又は日本卸電力取引所や小売電気事業者と取引を行い（発電事業）、
- ② 小売（卸）電気事業者が発電事業者から又は日本卸電力取引所から調達した電力を別の小売電気事業者に販売し（卸電気事業）、
- ③ 小売電気事業者が最終需要者に電力を販売し（小売電気事業）、
- ④ 送配電（託送供給）事業者が変電及び送配電を行うことにより（送配電事業）²、需要者に電力が供給されている。

【図1】電力供給に係る主な商流



(2) 発電事業

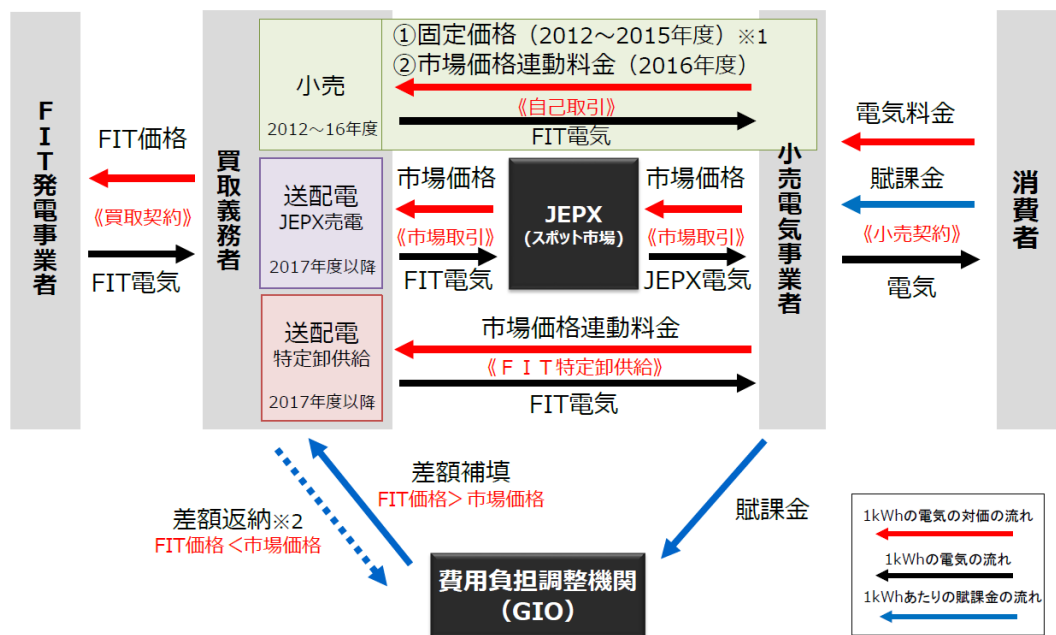
発電事業とは、火力、水力、原子力、太陽光等の様々な電源を用いて発電を行い、発電した電力を小売電気事業者等に供給する事業である。

また、発電事業のうち太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用して発電を行う事業を特に再生可能エネルギー発電事業という。再生可能エネルギー発電事業では、発電事業者によって固定価格買取制

² 本件においては当事会社グループのいずれも当該事業を営んでいない（旧一般電気事業者の送配電部門がそれぞれの供給区域において独占的に事業を行うことが認められている。）ことから、図1においては送配電事業に係る記載を省略している。

度³（以下「FIT制度」という。）が利用されている。発電事業者は、発電した電力を主に送配電事業者である旧一般電気事業者⁴に供給し、又は、例外的にFIT制度の下の特定制供給契約⁵に基づき小売電気事業者に供給している。

【図2】FIT制度に係る主な商流
（参考）FIT電気が、消費者に届くまでの電気と対価の流れ



※1 2021年4月以降は、①についても市場価格連動料金となる。
※2 差額返納制度は、2022年4月より開始予定。

5

3 役務範囲

(1) 発電事業

そもそも発電された電力は、発電方法の違いによって品質等に差が生じるものではなく、少なくとも現時点においては、需要者である卸電気事業者及び小売電気事業者は、電力の調達に当たって発電事業者を区別することなく代替的

³ 固定価格買取制度の概要については、資源エネルギー庁のウェブサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html) に以下のとおりに記載されている。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。」

⁴ ただし、平成29年4月1日より前に買取契約が締結された分については、小売電気事業者が買取義務者となっている。

⁵ 特定制供給契約とは、買取義務者（送配電事業者）と小売電気事業者が、再生可能エネルギー発電事業者の同意を得た上で締結される契約であり、当該再生可能エネルギー発電事業者が発電し、買取義務者が買い取った再生可能エネルギー由来の電力を、JEPXを経由することなく、当該小売電気事業者が相対で調達できる制度である。

な選択肢として検討し、最も有利な取引条件の提示があった先から調達をしている場合が多いと考えられる。したがって、各発電方法の間における需要の代替性が認められることから、本件の役務範囲を、「発電事業」全体として画定することが考えられる⁶。一方で、再生可能エネルギー発電事業について、近時の再生可能エネルギーに対する需要者の考え方の変化等も踏まえた場合、単独の役務範囲として画定することも考えられることから、以下この点について検討する。

(2) 再生可能エネルギー発電事業

これまで、電力の需要者の多くは、品質等に差がない再生可能エネルギー由来の電力に特段の価値を見出してはこなかった。しかし、近時はSDGsや脱炭素の意識の高まりから、火力を中心とした化石燃料を用いて発電した電力ではなく、再生可能エネルギーを用いて発電した電力を特に求める最終需要者が出現している。そして、発電事業の直接の需要者である小売電気事業者においても、そのような最終需要者をターゲットとして再生可能エネルギーを用いて発電した電力を販売する者が現れており、そうした事業者は再生可能エネルギーを指定して調達を行っている。

こうした動きは現時点においてはまだ萌芽的であるものの、国際的な動き⁷に呼応する形で、政府が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を2020年10月に宣言⁸し、当該宣言の実現に向けた様々な政策を打ち出していることから、今後、再生可能エネルギーを用いて発電した電力を特に求める最終需要者は増加することが見込まれる。そして、こうした最終需要者をターゲットにした電力供給を行おうと考える小売電気事業者にとっては、火力を中心とした化石燃料を用いて発電した電力は、再生可能エネルギーを用いて発電した電力の代替とはなり得ないと考えられる。

このような再生可能エネルギーに対する需要者の考え方の変化等があることに鑑みれば、需要者にとって、発電事業と再生可能エネルギー発電事業との間における需要の代替性は限定的になりつつあり、今後その傾向はますます強

⁶ なお、卸電気事業者及び小売電気事業者は、発電事業者以外に他の卸電気事業者から直接電力を調達することも可能であるため、卸電気事業者を発電事業者の競争事業者として同一の取引分野に含めることも考えられるが、本件では慎重に検討する観点から、発電事業者のみから成る「発電事業」を役務範囲とした。

⁷ 2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」における合意（パリ協定）。

⁸ さらに、2021年4月22－23日に開催された米国主催気候サミットにおいて、菅総理大臣（当時）は、2050年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で、野心的な目標として、我が国が、2030年度において、温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明している。

くなるものと考えられる⁹。

したがって、本件では、より慎重に検討する観点から発電事業のうち、再生可能エネルギー発電事業を特に区別し、役務範囲を「発電事業全体」と「再生可能エネルギー発電事業」を重層的に画定する。

4 地理的範囲

前記のとおり、電力は発電所から送配電線等を通じて供給されているところ、異なる供給区域の系統設備を相互に接続する送電線である地域間連系線により、各旧一般電気事業者の供給区域を越えて電力を供給することも可能であるため、「発電事業全体」及び「再生可能エネルギー発電事業」の地理的範囲を各旧一般電気事業者の供給区域より広く画定することも考えられるが、他方で、現状においては、各旧一般電気事業者の供給区域における発電の大半は当該旧一般電気事業者が行っていることや、地域間連系線の制約がある場合があることなどを踏まえ、「発電事業全体」及び「再生可能エネルギー発電事業」の地理的範囲を各旧一般電気事業者の供給区域ごとに画定した。

5 小括

以上により、本件においては、旧一般電気事業者の供給区域ごとに、発電市場と再生可能エネルギー発電市場が重層的に画定される。

本件では、発電市場について概括的に検討するとともに、特に競争に与える影響が生じると考えられる、東北地区（旧東北電力供給区域）、関東地区（旧東京電力供給区域）、北陸地区（旧北陸電力供給区域）、中部地区（旧中部電力供給区域）、関西地区（旧関西電力供給区域）、四国地区（旧四国電力供給区域）、九州地区（旧九州電力供給区域）の各地区（以下「検討対象地域」という。）における再生可能エネルギー発電市場について検討することとする。

第4 本件行為が競争に与える影響について

当事会社グループはいずれも検討対象地域において発電事業及び再生可能エネルギー発電事業を営んでいることから、本件は検討対象地域における発電事業及び再生可能エネルギー発電事業に係る水平型企业結合に該当する。

このうち、発電事業全体の市場については、検討対象地域において旧一般電気事業者が存在しており、高いシェアを有している。

また、再生可能エネルギー発電の市場については、検討対象地域における再生可能エネルギー発電事業に係る当事会社グループの市場シェアはいずれも5%未満である。

⁹ 他方、再生可能エネルギー間の代替性（太陽光、地熱、バイオマス、洋上風力等）については、本文記載の需要者の考え方の変化を考慮しても、それぞれで異なる需要があるわけではなく代替性が認められると考えられるため、再生可能エネルギーごとの細分化は不要であると考えられる。

したがって、検討対象地域における発電事業及び再生可能エネルギー発電事業に係る競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第5 結論

以上のとおり、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。